

「神奈川県保健医療計画」の改定について

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、本県の実情に即した効率的で質の高い保健医療提供体制を整備するため、第7次の計画として改定する。

(2) 計画の位置付け

医療法第30条の4第1項の規定により策定する法定計画であり、県の保健医療システムの目指すべき目標と基本的方向を明らかにするものである。

(3) 計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画改定の考え方とポイント

ア 改定の視点

(ア) 地域医療構想の推進

2025年のあるべき医療提供体制の構築に向けた長期的な取組みの方向性を示した「神奈川県地域医療構想」を保健医療計画の一部に位置付ける。

(イ) 地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療を充実させるほか、高齢者、障がい者や難病への対策及び地域リハビリテーション対策に取り組む。

(ウ) ヘルスケア・ニューフロンティアの推進

超高齢社会の到来という急激な社会変化を乗り越え、誰もが健康で長生きできる社会を目指し、未病の改善、最先端医療・最新技術の実用化促進に取り組む。

2 医療的ケア児にかかる記載

(1) ポイント

- 周産期医療・小児医療・在宅医療の各事業横断的な連携体制を構築し、医療的ケア児の出生時から自宅に戻るまで、保健・医療・福祉・教育等関係機関による切れ目のない支援体制を整備する。
- 自宅に戻ってからも地域で安心して療養できるよう、研修を通じて地域の医療・福祉従事者等の人材育成を進め、相談体制を充実させるとともに、災害時も安心して生活できるよう小児・周産期に特化した調整役である「災害時小児周産期リエゾン」を育成する。
- 家族のレスパイト（休息）時等に限らず、外出先でも安心して適切な処置が受けられるよう、患者・家族の負担の軽減のための情報通信技術（ICT）の活用を進める。

(2) 計画記載箇所（抜粋）

【周産期医療】

<施策> (5) 新生児病床を退院した児の療養・療育環境の整備

- 長期入院児の抑制に向け、NICUや小児病棟から在宅へ移行した後の受入体制を整備することで、保護者の負担軽減を図ります。
- 医療的ケアを必要とする小児等が、地域で安心して療養できるよう保健・医療・福祉・教育関係機関との体制整備に取り組みます。また、県は研修を通じて、医療従事者、福祉従事者等を支援します。

【小児医療】

<施策> (8) 周産期医療における災害対策

- 県保健医療調整本部に県災害医療コーディネーターのサポートとして、小児・周産期医療に特化した調整役である「災害時小児周産期リエゾン」は厚生労働省の実施する養成研修を修了した者を中心に、災害発生時に県保健医療調整本部に参集可能な医師を指定します。

【在宅医療】

<施策> (1) 在宅医療の提供体制の構築

オ 小児や障がい者を対象とした在宅医療

- 県は、医療的ケアを必要とする小児等が、地域で安心して療養できるよう保健・医療・福祉・教育関係機関との体制整備に取り組みます。また、県は研修を通じて、医療従事者、福祉従事者等を支援します。

【母子保健対策】

<施策> (1) 長期療養が必要な児等への支援

- 長期療養が必要な児やその保護者等に対して、関係機関と連携を図り、相談等支援や体制整備の推進を図ります。

【病病連携及び病診連携】

<施策> (2) 情報通信技術（ICT）等を活用した医療情報の共有

- 県、市町村及び医療機関・医療関係者は、安全・安心で質の高い医療提供体制の整備を県民に提供するために、情報通信技術（ICT）を活用した患者・医療情報の共有を進めていきます。

<課題>

- 障がい児者や医療的ケア児は、家族のレスパイト（休息）時等に限らず、外出先でも安心して適切な処置が受けられるよう、家族が医療データを常に持ち歩いたり、事前に病院情報を調べたりする必要があるなど、家族に大きな負担がかかっており、情報通信技術（ICT）を利用した患者情報の共有による負担の軽減が求められています。